

◇海士町 構造改革特別区域計画 新旧対照表

下線で示すように変更する。

(1) 構造改革特別区域計画 (本体)

変更前	変更後
1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 (略)	1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 (略)
2 構造改革特別区域の名称 <u>海士ワイン特区</u>	2 構造改革特別区域の名称 <u>海士ワイン・どぶろく特区</u>
3 構造改革特別区域の範囲 (略)	3 構造改革特別区域の範囲 (略)
4 構造改革特別区域の特性 (1) 位置 (略)	4 構造改革特別区域の特性 (1) 位置 (略)
(2) 気候 本町は島根半島沖の日本海に囲まれており、対馬海流の影響で寒暖差が少なく比較的温暖な海洋性気候である。夏の平均最高気温は 30 度前後、冬は平均最低気温 2 度前後で降雪量は少なく、 <u>2015 年</u> の年間降水量は <u>1,436 mm</u> である。	(2) 気候 本町は島根半島沖の日本海に囲まれており、対馬海流の影響で寒暖差が少なく比較的温暖な海洋性気候である。夏の平均最高気温は 30 度前後、冬は平均最低気温 2 度前後で降雪量は少なく、 <u>2023 年</u> の年間降水量は <u>1,662 mm</u> である。
(3) 人口 本町の人口推移は、昭和 25 年の 6,986 人をピークに減少に転じ、 <u>平成 27 年</u> の国勢調査では <u>2,354 人</u> となっている。しかし、 <u>平成 22 年</u> の国勢調査からの人口の推移は <u>20 人減 (△0.8%)</u> であり、中山間地の減少率としては <u>県内最小</u> であり、全国的に見ても異例の減少率と言える。これは、町による産業振興を中心としたU・I ターン者の受け入れによる移住・定住者増による影響であると考えられる。	(3) 人口 本町の人口推移は、昭和 25 年の 6,986 人をピークに減少に転じ、 <u>令和 2 年</u> の国勢調査では <u>2,267 人</u> となっている。しかし、 <u>平成 27 年</u> の国勢調査からの人口の推移は <u>87 人減 (△3.7%)</u> であり、中山間地の減少率としては <u>県内 3 番目 (1 位、2 位はいずれも島前地区)</u> であり、全国的に見ても異例の減少率と言える。これは、町による産業振興を中心としたU・I ターン者の受け入れと、 <u>島前三町村</u> による大人の島留学を中心とした移住・定住者増による影響であると考えられる。
(4) 産業・経済	(4) 産業・経済

(略) (5) 規制の特例措置を講じる必要性 (略) その景観計画策定にあたって町内外からの声が多かったのは、「島の田園風景を守りたい。」ということであった。町内の田や畑を守るために米のブランド化と同時にブドウ栽培の取り組みも始め、町内に農産物の生産から加工までを行う会社が設立された。後継者となる若者の移住も進みつつあり、<u>ワイナリー設立に向けた機運が高まっている。</u> <u>限られた農地の中で遊休農地化を防ぎ、小規模のワイナリーとして発展していくために、規制の特例措置による緩和が必要である。</u> 5 構造改革特別区域計画の意義 (略) 今回、構造改革特別区域計画を実施することにより、小規模でもワイナリー経営できるようになり、ブドウ生産者の生産意欲の向上、品質向上、経営拡大、遊休農地対策につながる。 (略) 6 構造改革特別区域計画の目標 特例措置を活用することにより、地元の農産物を使った果実酒を小規模施設でも製造することが可能になり、新規就農者の確保や農家の所得向上、安定化を図ることができる。	(略) (5) 規制の特例措置を講じる必要性 (略) その景観計画策定にあたって町内外からの声が多かったのは、「島の田園風景を守りたい。」ということであった。町内の田や畑を守るために米のブランド化<u>および6次産業化</u>と同時にブドウ栽培の取り組みも始め、町内に農産物の生産から加工までを行う会社が設立された。後継者となる若者の移住も進みつつあり、<u>新たにワイナリーも設立された。</u> <u>しかし、水稻については特に収益化が難しい。自ら栽培した米を利用してどぶろくを製造する又は提供することで収益性を高めることができれば、現在米づくりに取り組んでいる移住してきた若者たちの挑戦が持続可能なものになり、またそれに続く若者が現れることで島の田園風景が守られていく。</u> <u>こうした好循環を生み出すために、小規模のワイナリーやどぶろく製造所が必要であり、規制の特例措置による緩和が必要である。</u> 5 構造改革特別区域計画の意義 (略) 今回、構造改革特別区域計画を実施することにより、小規模でもワイナリー<u>やどぶろくの製造所</u>を経営できるようになり、ブドウ生産者<u>や米の生産者</u>の生産意欲の向上、品質向上、経営拡大、遊休農地対策につながる。 (略) 6 構造改革特別区域計画の目標 特例措置を活用することにより、地元の農産物を使った果実酒<u>やどぶろく</u>を小規模施設でも製造することが可能になり、新規就農者の確保や農家の所得向上、安定化を図ることができる。
---	--

(略)

また、遊休農地をブドウ畑として利用することで島の景観保全を図る。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

構造改革特別区域計画を実施することにより、地元の農産物を使った果実酒の醸造が可能となり、新たな町の特産品として島外へ発信することができる。既存の特産品と併せた販売戦略をとることで多様な消費者のニーズにも応えることができるものと考えている。

(略)

【経済的社会的効果の目標指標】

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
特産酒類 製造事業 者数	<u>1 件</u>	<u>1 件</u>	<u>1 件</u>
特産酒類 (果実 酒) 製造 量	<u>二</u>	<u>2 k 1</u>	<u>3. 5 k 1</u>

8 特定事業の名称

709 (710) 特産酒類の製造事業

(略)

また、遊休農地をブドウ畑や水田として利用することで島の景観保全を図る。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

構造改革特別区域計画を実施することにより、地元の農産物を使った果実酒やどぶろくの醸造が可能となり、新たな町の特産品として島外へ発信することができる。既存の特産品と併せた販売戦略をとることで多様な消費者のニーズにも応えることができるものと考えている。

(略)

【経済的社会的効果の目標指標】

区分	令和 7 年 度	令和 8 年 度	令和 9 年 度
特産酒類 製造事業 者数	<u>1 件</u>	<u>1 件</u>	<u>1 件</u>
特産酒類 (果実 酒) 製造 量	<u>3k1</u>	<u>4k1</u>	<u>5k1</u>
<u>特定酒類 製造事業 者数</u>	<u>1 件</u>	<u>1 件</u>	<u>1 件</u>
<u>特定酒類 (濁酒) 製造量</u>	<u>1k1</u>	<u>2k1</u>	<u>5k1</u>

8 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業 (構造改革特別区域法第 25 条)

709(710) 特産酒類の製造事業 (構造改革特別区域法第 26 条)

(2) 構造改革特別区域計画（別紙1）

変更前	変更後
	<u>1 特定事業の名称</u> <u>707（708）特定農業者による特定酒類の製造事業</u> <u>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者</u> <u>構造改革特別区域内で酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農家民宿や農家レストランなど）を併せ営む農業者で、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令に定めるものに限る。）を原料としたその他の醸造酒（以下「濁酒」という。）を製造しようとする者。</u> <u>3 当該規制の特例措置の適用の開始の日</u> <u>本構造改革特別区域計画変更の認定を受けた日</u> <u>4 特定事業の内容</u> <u>（1）事業に関与する主体</u> <u>上記2に記載の認定計画特定農業者で、酒類製造免許を受けた者</u> <u>（2）事業が行われる区域</u> <u>島根県隠岐郡海士町の全域</u> <u>（3）事業の実施期間</u> <u>上記2に記載の認定計画特定農業者が、酒類製造免許を受けた日以降</u> <u>（4）事業により実現される行為や整備される施設等の詳細</u> <u>上記2に記載の認定計画特定農業者が、濁酒の提供を通じて地域の活性化を図るため濁酒を製造する。</u> <u>5 当該規制の特例措置の内容</u> <u>当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において農家民宿、農家レストランなどを営む農業者が、米（自ら生産したもの又</u>

	はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。)を原料とした濁酒を製造する場合には、製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。 本特例措置により、特定農業者による濁酒の製造・提供が可能となることで、農業者の多角経営化による経営基盤の強化が期待できるとともに、地域にとっては農村体験などの新たな観光メニューや地域の特産品が加わり、地域の活性化や田園風景を守ることにも大いに貢献できるものである。 なお、当該特定事業により酒類製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象とされる。 本町は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知に努めるとともに、酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。
--	---

(3) 構造改革特別区域計画（別紙2）

変更前	変更後
1 特定事業の名称 (略)	1 特定事業の名称 (略)
2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 (略)	2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 (略)
3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 (略)	3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 (略)
4 特定事業の内容 (略)	4 特定事業の内容 (略)
5 当該規制の特例措置の内容 (略)	5 当該規制の特例措置の内容 (略)